

令和8年度農業繁忙期解消型労働力確保・供給モデル事業業務委託仕様書

1 業務名

農業繁忙期解消型労働力確保・供給モデル事業業務

2 業務委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

3 背景

農業経営体の高齢化や後継者不足、大規模経営体の増加に伴う農業分野での労働力不足が問題となるなか、苗の定植や収穫といった農繁期における労働力の確保・供給が課題である。特に、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響が大きい浜通り地域等の15市町村（新地町、相馬市、南相馬市、飯舘村、川俣町、浪江町、葛尾村、田村市、双葉町、大熊町、富岡町、川内村、楡葉町、広野町、いわき市（以下「浜通り地域等」という。））においては、慢性的に人手が不足しており、地域内での労働力確保が難しい状況にある。このため、営農再開や産地の維持発展に向けて、令和4年度から他地域等から労働力を供給する体制構築に取り組んでいる。

4 目的

福島県（以下「県」という。）は産地の維持発展を図るため、本業務委託により、農繁期に農業経営体や産地が必要とする労働力を確保・供給するモデルを構築し、取組を県内全域へ広く周知する。

5 業務内容

受託者は本業務の背景と目的、浜通り地域等の農業の現状と地域の魅力を理解し、浜通り地域等へ労働力の確保・供給に係る全ての業務を行うものとする。

なお、次の項目に示す内容を実施することを要件とするが、目的を達成するため効果的と考えられる提案がある場合は積極的に提案するものとする。

(1) 浜通り発 農ワーカーこらんしょモデル事業の構築及び普及

業務の対象と地域は県内全域とする。

ア 労働力確保・供給モデル体制の整備

受託者は福島県内の農業団体と請負契約を締結するとともに、次に示す手順で農業経営体へ労働力の供給を行う体制を構築する。

- ① 農業経営体は、農業団体へ農作業を依頼する。
- ② 農業団体は、受託者に農作業（農業経営体へ労働力の供給）を依頼する。
- ③ 受託者は、作業員を募集するとともに、依頼を受けた農業経営体への派遣、農作業を完遂させるほか作業リーダーを養成する。

イ 農業経営体の選定

労働力を供給する福島県内の農業団体と調整した上で、農業経営体を5件以上選定する。

なお、過去に本業務委託で選定した農業経営体は除外するものとする。

ウ 作業員の募集

作業員募集の方法については指定しないが、浜通り地域で事業を実施する場合

は浜通り地域等以外からの作業員を確保する努力をするものとする。

エ 作業員のシフト管理等

選定した5件以上の農業経営体へ農繁期等の必要な時期に労働力を供給するためのシフト調整等を行う。

なお、農業経営体へ供給する延べ作業人数（作業数×作業員数）については、700作業・人以上とする。

オ 作業員受入れ当初の指導料

受託者は農業経営体へ作業員の受入れ当初の指導を依頼し、その対価として、指導料を支払う。

なお、農業経営体へ依頼する作業員の総人数は250人以上を想定とする。

カ 作業リーダーの養成

農作業を効率的に行うため、作業員の中からリーダーに適した者を作業リーダーに養成する。

キ アンケート調査の実施

作業員の派遣完了後1月以内に、農業経営体と作業員の両者にアンケート調査を実施する。

なお、アンケートの調査内容は、事業効果の検証を目的としたものとし、アンケート実施前に県が承認したものとする。

(2) 成果品及び納品場所・期限

ア 成果品

実績報告書（正副本 1部ずつ）

その他、実績を報告するのに必要なデータ

イ 納品場所

福島県農林水産部農業担い手課

ウ 納品期限

令和9年2月26日（金）

(3) 事業対象経費

ア 受託者の人件費のうち、本事業に従事した時間の割合に応じた分

イ 事業実施に必要な直接経費

次の項目に示す経費等。

なお、事業に関係のない経費や公的な資金の用途として不適切と認められる経費（飲食代、交際費等）は計上できない。

(ア) 農ワーカーこらんしょモデル事業における農作業指導費（作業員の農作業指導期間（5日間）の経費（通常、雇用する際に発生する経費は除く。））

(イ) 農作業実施に係る必要経費（消耗品、トイレカー等）

(ウ) 募集に係る経費

(エ) 受託者の現地調整に係る旅費（現地での農業経営体への事前説明や作業内容の確認・調整などに係る経費）

ウ 事業実施に必要な一般管理費（上記ア、イの合計額の10%以内）

エ 消費税

(4) その他

- ア 受託者は、本業務の趣旨・内容を十分に理解し且つ業務遂行に必要な知識・能力・経験等を有する責任者及び担当者を配置すること。
- イ 受託者は工程管理を適切に行い、無理のないスケジュールで実施すること。
- ウ 成果品の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、使用、未使用に関わらず、全て福島県に帰属するものとする。
- エ 受託者は委託契約書及び仕様書に基づき、業務の詳細については、県と協議の上決定すること。
- オ 原則として再委託を禁止とするが、やむを得ず再委託する必要がある場合は、県と協議すること。
- カ 受託者は、県と定期的に打合せを行い、進捗状況を綿密に報告することとし、受託者は進捗状況の分かる資料、工程表を作成した上で説明を行い、打合せ後は記録簿を速やかに県に提出すること。
- キ 本委託仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた時は、双方協議の上、定めること。
ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- ク 本委託業務の受託者は、福島県の許可なく、成果品等を他のものに利用、公表、貸与等をしてはならない。
- ケ 本委託仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等の知的所有権の侵害に係る紛争等が生じた場合、速やかに県へ連絡するとともに、当該紛争の原因が専ら福島県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担でその一切を処理するものとする。
なお、県は、本委託業務に係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に対し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。
- コ 本事業は、国の交付金を活用した事業のため、会計検査院の实地検査等の対象となる。受託者は、本事業に係る会計实地検査が実施される場合には、県に協力しなければならない。